

**【再送】申請期限は令和5年1月31日までです！
ご確認をお願いします！**

太宰府市事業復活支援金

ページID : 0020890

更新日 : 2022年6月1日更新

太宰府市事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援するため、国の「事業復活支援金」（以下、「国の支援金」という。）に一定額を限度に加算して給付します。

なお、国の申請要領の変更に伴い、「事業復活支援金」の申請方法についても変更になる場合があります。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、以下の要件を満たし、国の支援金の給付を受けた中小企業者等が対象となります。

○太宰府市内に主たる事業所を有すること

給付額

以下の算定式により算定される金額（上限10万）を給付します。

給付額算定式

給付額（千円未満切捨て）＝基準期間（※1）の売上－対象月（※2）の売上×5か月分－国の支援金の給付額

（※1）「基準期間」は2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間（5か月分の合計額）とする。

（※2）「対象月」は2021年11月～2022年3月のうち月の売上が、2018年～2021年の同月比で30%以上減少した任意の月とする。

（注意）算定式において算定額が ≤ 0 となる場合、本市の事業復活支援金は給付されません。また、算定額が上限額に満たない場合は、算定額が給付されず（千円未満切捨て）。


申請期限


令和5年1月31日（火曜日）まで

申請方法

以下の申請書類をまとめて、「郵送」にて提出してください。

- 1.太宰府市事業復活支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び申請金額計算表（様式第1号別紙1）
- 2.国の支援金の交付決定通知書の写し
- 3.国に提出した書類の写し（確定申告書類、売上台帳、本人確認書類（個人）、通帳等）
- 4.事業者等の区分により必要となる書類
 - 法人：履歴事項全部証明書
 - 個人事業者：事業所所在地が記載されている確定申告書等、市内で営業していることが客観的に判断できる書類
- 5.その他、市長が必要とする書類

 [事業復活支援金申請書兼請求書（様式1号）のワード版ダウンロードはこちら \[Wordファイル/23KB\]](#)

 [事業復活支援金申請書兼請求書（様式1号）のPDF版ダウンロードはこちら \[PDFファイル/112KB\]](#)

 [事業復活支援金申請金額計算表（様式第1号別紙1）のエクセル版ダウンロードはこちら \[Excelファイル/20KB\]](#) [Excelファイル/15KB]

 [事業復活支援金申請金額計算表（様式第1号別紙1）のPDF版ダウンロードはこちら \[PDFファイル/532KB\]](#)

提出先

〒818-0101 太宰府市観世音寺1-2-1 太宰府市商工会

（注意） 「郵送」での提出をお願いします。

申請後の流れ

申請された書類を審査し、不明な点等があれば申請者に連絡します。また、申請内容に不備がなければ1か月程度で指定された口座に振り込みを行います。

なお、確認が終了した際には、交付決定通知書（不交付の場合には不交付決定通知書）を発送します。

不正受給等

申請された書類に不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。また、調査の結果により不正受給と判断した場合及び国により不正受給と判断された場合は、支援金の返還を求める場合があります。

国の事業復活支援金について（申請受付は終了いたしました。）

[具体的な申請方法は経済産業省ホームページをご覧ください。](#) <外部リンク>

問い合わせ先

太宰府市産業振興課 電話番号：092-921-2121

太宰府市商工会 電話番号：092-922-4345

このページに関するお問い合わせ先

[産業振興課](#)（商工・農政係）

〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号

Tel：092-921-2121 Fax：092-921-1601

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

おとものタビットに
質問する

